

|                      |   |
|----------------------|---|
| 件 名                  | 堺市木材利用基本方針（案）について   |
| 経過・現状<br>政策課題        | <p>【経過】</p> <p>平成22年10月 ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下、「木材利用促進法」という。）施行</p> <p>・「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」農林水産省、国土交通省告示</p> <p>平成23年12月 ・「大阪府木材利用基本方針」策定</p> <p>【現状・課題】</p> <p>○林業の健全な発展、森林の適正な整備等に寄与することを目的に、「木材利用促進法」が整備され、この中で、地方公共団体の責務として、国の施策に準じた施策の策定・実施、また、公共建築物における木材の利用に努めること、とされている。</p> <p>○平成27年12月31日現在、全国86%の市町村で、政令指定都市では17市が木材利用方針を策定済みである。</p> <p>○環境モデル都市である本市としても、快適な生活空間の形成、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成が期待される木材の利用の促進を図る必要がある。</p> |
| 対応方針<br>今後の取組<br>（案） | <p>【対応方針】</p> <p>木材利用促進法の規定に基づき、「大阪府木材利用基本方針」に即して、「堺市木材利用基本方針」を策定する。</p> <p>【方針の概要】</p> <p>○趣旨</p> <p>市が整備する公共建築物において、快適な生活空間の形成や地球温暖化の防止及び循環型社会の形成が期待される木材の利用の促進を図る。</p> <p>○主な内容</p> <p>・市が整備する公共建築物において、以下のことに努める。</p> <p>①低層建築物の木造化</p> <p>②その他の建築物又は建築物の改修等における木質化</p> <p>③木造化及び木質化にあたっては、東吉野村及び田辺市等の国内友好都市並びに大阪府をはじめとする関西広域連合構成府県内等の国産材の利用</p> <p>【今後のスケジュール（予定）】</p> <p>平成28年3月「堺市木材利用基本方針」策定、4月1日施行</p>                                 |
| 効果の想定                | <p>○市が整備する公共建築物において、木材の利用を促進することにより、快適な生活空間の形成や地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に貢献する。</p>   |
| 関係局との<br>政策連携        | <p>全局</p>   |

# 堺市木材利用基本方針の策定について

## 背景

### 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」平成22年10月1日施行

#### 目的

- 国や地方公共団体が率先して木造化等を進めることにより、林業の健全な発展、森林の適正な整備等に寄与すること

#### 地方公共団体の責務

- 国の施策に準じた施策の策定・実施に努めること
- 公共建築物等における木材の利用に努めること

### 「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」

平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示

### 「大阪府木材利用基本方針」平成23年12月策定

#### 他都市の策定状況

(H27.12.31現在)

|      |              |                  |
|------|--------------|------------------|
| 政令市  | 17/20市       | (未策定 大阪市、神戸市、堺市) |
| 大阪府内 | 17/43市町村     |                  |
| 全国   | 1496/1741市町村 | ※86%策定済          |

### 「堺市木材利用基本方針」を策定

環境モデル都市である本市としても、以下のことが期待される木材の利用の促進を図る必要があるため。

- ・快適な生活空間の形成・地球温暖化の防止及び循環型社会の形成

## 「堺市木材利用基本方針（案）」の概要

◎趣 旨：市が整備する公共建築物において、快適な生活空間の形成や地球温暖化の防止及び循環型社会の形成が期待される木材の利用の促進を図る。

◎主 要 内 容：市が整備する公共建築物において、以下のことに努めること。

- ①低層建築物の木造化
- ②その他の建築物又は建築物の改修等における木質化
- ③木造化及び木質化にあたっては、東吉野村及び田辺市等の国内友好都市並びに大阪府をはじめとする関西広域連合構成府県内等の国産材の利用

◎施行予定日：平成28年4月1日

## 関連事業

### 子育て施設木のぬくもり推進事業（大阪府単独事業）（平成28年度当初予算要求）

事業概要：内装木質化等に対して、その必要となる経費を支援

対象施設：府内の幼稚園及び認可保育所（認定こども園含む）

補助率：1/2、限度額2,500千円（補助金）

要件：①府内産材を利用

②市町村が事業主体となる場合は木材利用基本方針の策定が必要

財源：大阪府森林環境税（平成27年11月2日府条例制定、平成28年4月1日施行）

（森林保全に必要な財源を確保することを目的とした個人府民税の超過課税）

◎期間 平成28年度から平成31年度までの4年間

## 堺市木材利用基本方針（案）

### （趣旨）

第1 森林は、水資源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民生活を営むうえで重要な役割を担っている。これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるためには、森林整備の過程から発生する木材を有効に利用することはとても重要である。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であるなどの特性を有している。

このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

この方針は、市が整備する公共建築物において木材の利用の促進を図るため、「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、「大阪府木材利用基本方針（平成23年12月策定）」に即して、必要な事項を定める。

### （用語の定義）

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- (2) 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築、模様替え又は改修に当たり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分並びにこれらの下地等の部分に木材を利用することをいう。

### （市が整備する公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項）

第3 市は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、市が整備する公共建築物において木材の利用に努める。

### （市が整備する公共建築物における木材の利用の目標）

第4 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標は次のとおりとする。

- (1) 市が整備する低層の公共建築物においては、木造化に努める。
- (2) 市が整備する公共建築物においては、木質化に努める。また、公共建築物の模様替え又は改修にあたっては、木質化に努める。
- (3) 木造化及び木質化にあたっては、可能な範囲で奈良県吉野郡東吉野村及び和歌山県

田辺市等の国内友好都市並びに大阪府をはじめとする関西広域連合構成府県内等の国産材の利用に努める。

2 次に掲げる場合、前項は適用しない。

- (1) 建築基準法等の法令、施設の設置基準等により木造化又は木質化が適当でないと認められる場合
- (2) 施設の用途、安全性、維持管理等を考慮すると木造化又は木質化が困難と認められる場合

**(その他市が整備する公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項)**

第5 その他市が整備する公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項は次のとおりとする。

(1) 公共建築物の整備において考慮すべき事項

市は、公共建築物の整備に当たっては、設置目的や、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト、施設等の利用者ニーズ、木材の利用による付加価値等を考慮するなどし、これらを総合的に判断したうえで、木材の利用に努める。

(2) 木材の利用の促進に関する情報の収集及び提供

市は、公共建築物における木材の利用の具体的な事例や木材に関する情報を収集し、市民にその情報を提供することにより、木材の利用の普及に努める。

(3) 木材の利用の推進体制

市は、必要があるときは関係部局間で協議し、全庁的に連携しながら木材の利用の促進に取り組めるよう努める。

附 則

この方針は、平成 年 月 日から施行する。